

## 村山市端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	1,258	1,250	1,214	1,170	1,131
②予備機を含む 整備上限台数	1,446	1,437	916	0	0
③整備台数 (予備機除く)	0	450	795	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	0	450	795	0	0
⑤累積更新率	0.0%	36.0%	102.6%	106.4%	110.1%
⑥予備機整備台数	0	30	80	0	0
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	30	80	0	0
⑧予備機整備率	-	6.67%	10.1%	-	-

※未到来年度の①～⑧は推定値

(端末の整備・更新の考え方)

令和7年度、令和8年度の2か年度をかけて更新を行い、財政負担の平準化を図る。

令和7年度に中学校生徒分の端末の更新を行う。

令和8年度に小学校児童分の端末の更新を行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

**【令和7年度】**

令和7年度は端末の処分等は行わず教育委員会で保管し、使用可能なものは、端末更新を行わない小学校分の予備機として活用する。

**【令和8年度】**

○対象台数：1,542台

○処分方法

対象となる端末全台を以下のいずれかの方法で処分する。

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にて再使用・再資源化を委託

○端末のデータの消去方法

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和8年4月 中学校分新規購入端末の使用開始  
令和9年4月 小学校分新規購入端末の使用開始  
使用済み端末の事業者への引き渡し

○その他

中学校分新規購入端末は令和8年3月末までに搬入・設定・設置を行う。  
小学校分新規購入端末は令和9年3月末までに搬入・設定・設置を行う。